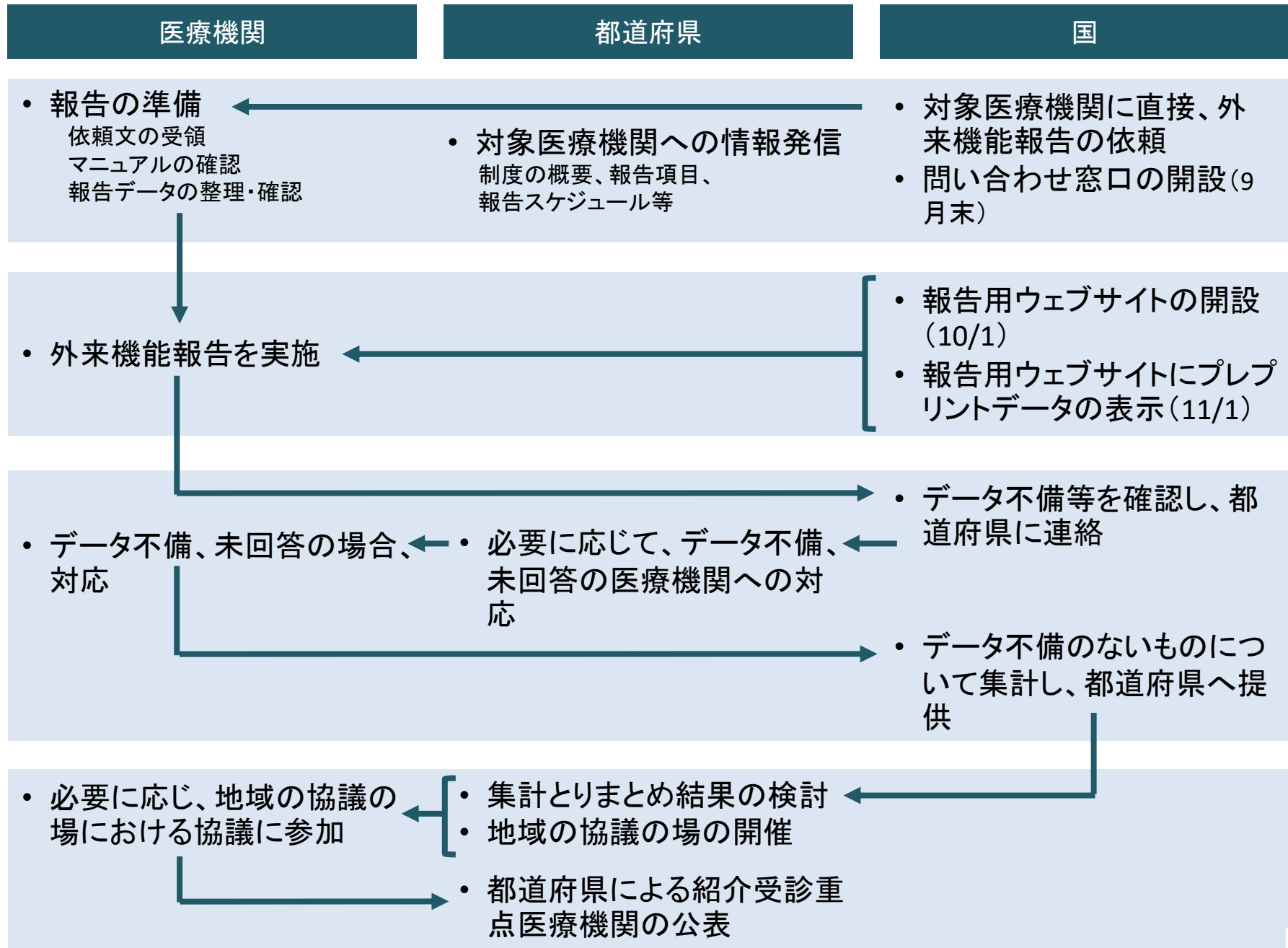


紹介受診重点医療機関(外来機能報告) の状況について

(外来機能報告制度に関する説明会
(令和4年12月14日)の資料)

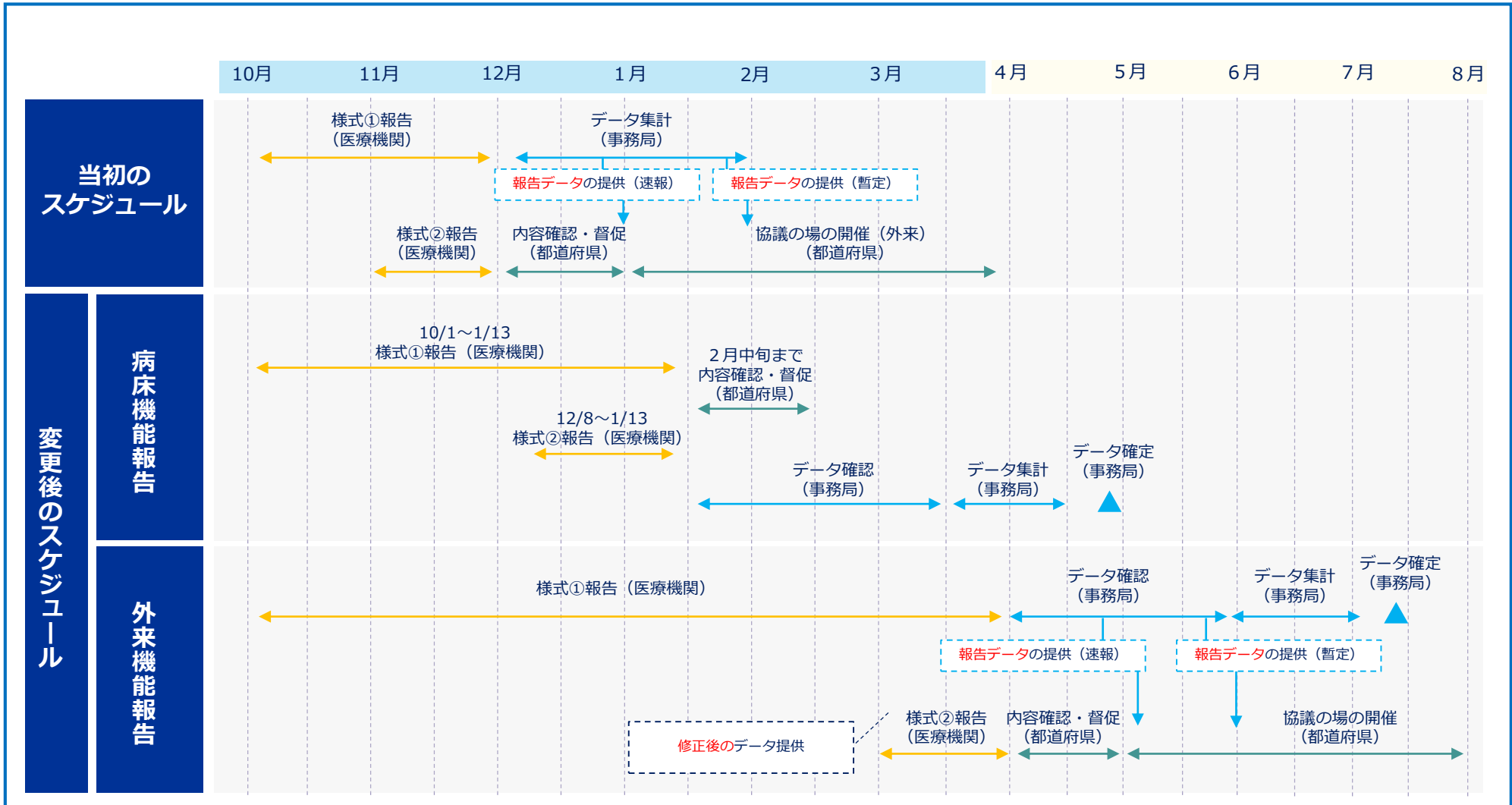
- 病床機能報告及び今年度より開始される外来機能報告は、報告期間が10月1日から11月30日と定められている。その中で、診療実績を報告する「報告様式2」については、医療機関の事務負担軽減等のため、レセプト情報・特定健診等データベース（NDB）の集計結果を提供した上で、11月1日から11月30日に報告いただく予定であった。
- 今般、集計のために参照しているNDBにおいて一部レセプト情報の補正作業を行う必要があることから、病床機能報告及び外来機能報告について、報告様式2の報告開始を延期したところ。
 - ※ なお、報告様式2の開始の延期については、11月14日付事務連絡等により都道府県及び医療機関に対して周知を行った。
- 当該事象の影響を受けたのは外来機能報告のみであり、病床機能報告については影響を受けていないことが判明したため、それぞれについて下記の通り対応いただくこととし、12月7日に通知を発出した。
 - ・ 病床機能報告については、令和4年12月8日より報告様式2の報告を開始し、報告様式1・2ともに、報告期限を令和5年1月13日までとする。
 - ・ 外来機能報告については、一部レセプト情報の補正作業後に再度集計を行う必要があるため、令和5年2月下旬から3月上旬に開始することを目途に、詳細については改めて通知を発出する。なお、報告期限についても報告開始時期と併せて改めてお知らせすることとする。

外来機能報告の当初のスケジュール（延期前）



(参考) 今後のスケジュールについて(1/2):全体スケジュール

- ⇔ : 医療機関
- ⇔ : 都道府県
- ⇔ : 事務局 (厚労省)



※現在、調整中の内容も含むため取り扱いに留意すること

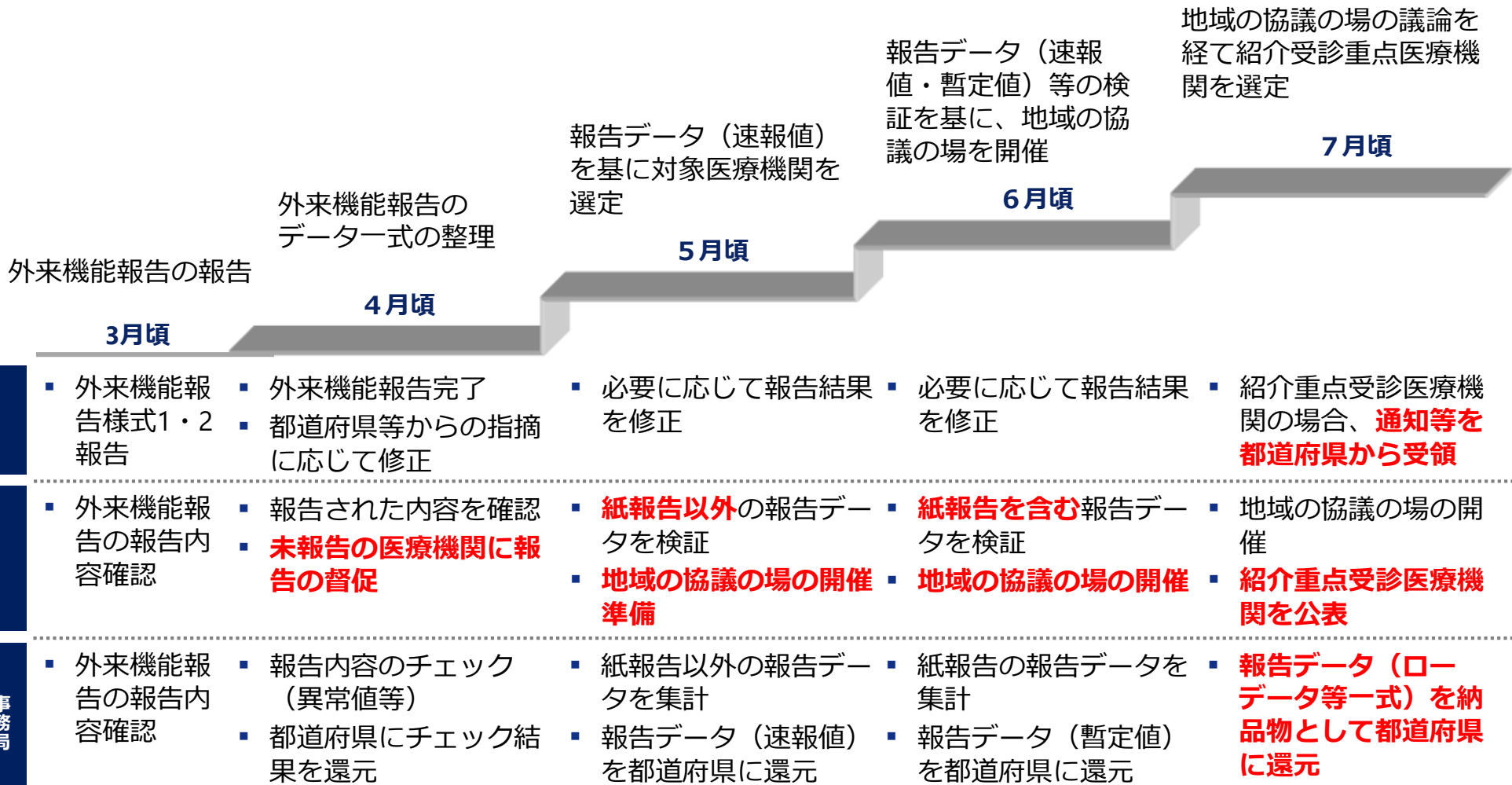
今後のスケジュールについて(2/2):詳細スケジュール (イメージ)

報告期間及び督促機関

データの検証

地域の協議の場の開催

地域の協議の場の開催



協議の場の進め方の全体像

1.

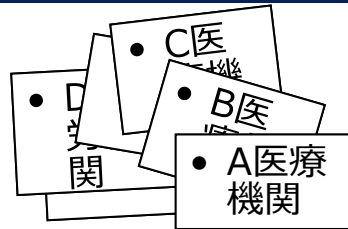
医療資源を重点的に活用する外来（紹介受診重点外来）の基準の確認



- 紹介受診重点外来の基準を確認の上、対象医療機関を抽出
 - － **初診基準:40%以上**
（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 - － **再診基準が25%以上**
（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）

2.

紹介受診重点医療機関となる意向の有無



- 医療機関の意向を確認するため、外来機能報告様式1の4.「**医療資源を重点的に活用する外来を地域で軽的に担う医療機関**」となる**意向の有無**において、医療機関の意向を確認

3.

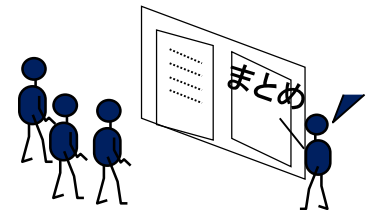
協議の場における検討



- 下記の要件等を前提に関係者で協議
 - － 紹介受診重点外来に関する**基準**
 - － 紹介受診重点医療機関の**役割を担う意向**
- 紹介受診重点外来に関する基準と医療機関の意向が**合致しない医療機関は、当該地域の地域性や当該医療機関の特性等を考慮して再度協議を実施**
- 状況に応じて**持ち回り、文書提出のみとするなどの柔軟な対応も可能**

4.

協議の場における議論のとりまとめ



- 医療機関の意向と地域の協議の場での**結論が最終的に一致したものに限り、紹介受診重点医療機関とし、都道府県において、協議結果を取りまとめて公表すること**

外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

意向あり

意向なし

紹介受診重点外来の基準

満たす

満たさない

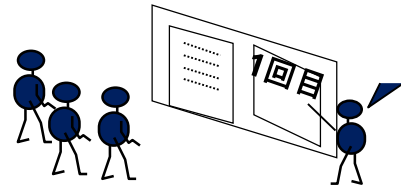
1 紹介受診重点医療機関
* 「外来医療に係る地域の協議の場」での確認

2 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

3 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

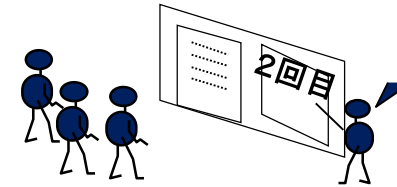
「外来医療に係る地域の協議の場」での協議

地域性や医療機関の特性等を考慮して
協議（1回目）



医療機関の意向と異なる結論
となった場合

協議を再度実施（2回目）



【協議を進める上で必要な事項】

- 協議の場における検討については、以下の内容を参考とする。
 - ・ 紹介受診重点外来の基準（初診40%以上かつ再診25%以上）
 - ・ 紹介受診重点医療機関となる意向
 - ・ 紹介率・逆紹介率の水準（紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上）
 - ・ 当該医療機関の機能（特定機能病院、地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関 等）
 - ・ 外来医療の実施状況や当該地域の地域性
 - ・ 必要に応じ、医療機関から提出を受けた、紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向が合致しない理由書等
- なお、協議の場を行う前に、協議の場での結論の取りまとめ方法について、確認しておくことが望ましい。